
市 民 生 活

1. 戸籍及び住民基本台帳等 - 103-
2. 生 活 環 境 - 108-
3. 新 斎 苑 整 備 事 業 - 109-
4. 交 通 政 策 - 110-
5. 住 宅 - 112-
6. 出張所、行政センター - 119-

1. 戸籍及び住民基本台帳等

【市民課】

(1) 戸籍届出件数

種 別 \ 年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
出 生	3,895	3,911	3,847	3,684	3,485
死 亡	4,241	3,975	4,062	4,224	4,230
婚 姻	3,572	3,416	3,425	3,441	3,336
離 婚	908	887	925	826	822
転 籍	1,736	1,789	1,837	1,657	1,731
認 知	61	75	62	54	57
養子縁組	312	319	320	269	276
養子離縁	91	87	89	69	72
入 籍	744	689	748	692	740
分 籍	79	70	87	73	73
そ の 他	1,065	933	860	866	844
計	16,704	16,151	16,262	15,855	15,666

(2) 住民異動件数

種 別 \ 年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
転 入	8,828	9,022	8,692	8,476	8,655
転 出	9,318	9,592	9,930	9,954	9,765
転 居	6,987	6,927	6,692	6,155	6,430
そ の 他	16,390	15,082	14,818	14,246	13,207
計	41,523	40,623	40,132	38,831	38,057

(3) 国籍別外国人登録人口

(平成30年4月1日現在)

国 籍	登録人口(人)	国 籍	登録人口(人)
朝 鮮 ・ 韓 国	921	ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	12
中 国	965	カ ナ ダ	25
米 国	100	タ イ	50
イ ン ド	25	マ レ ー シ ア	18
オーストラリア	17	英 国	33
ノルウェー	2	フ ィ リ ピ ン	214
オランダ	2	無 国 籍	2
ド イ ツ	19	そ の 他	680
ブ ラ ジ ル	41		
		総 外 国 人 登 録 人 口	3,126

(4) 印鑑登録

印鑑や印鑑証明書の不正使用等による事故防止と事務の迅速化を図るため、「奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例」（昭和55年条例第2号）を制定、昭和57年6月からは、印鑑登録証明用紙に地紋入りの用紙を使用する等、偽造防止策を講じた。

また、平成元年2月1日から、印鑑登録事務の電算化により、印鑑証明の発行、登録事務のスピードアップを図った。

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
印鑑登録者数	227,883	227,773	227,395	227,174	227,059

(5) 戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付

ア 戸籍謄抄本の交付に関する取り扱い

平成20年5月1日に戸籍法の一部改正があり、交付を受けることができる人が本人、配偶者、直系尊属・直系卑属に限られることになった。また、本人であっても身分証明書等の提示が必要となるなど、厳しい制限が設けられた。

イ 住民票の写しの交付

昭和62年1月5日から、住民基本台帳法改正の趣旨に基づき住民票の写しの交付については、特別な請求がない限り、世帯主及び世帯主との続柄、戸籍の表示は省略するものとなった。

昭和62年3月1日、住民基本台帳事務の電算化開始により、住民票の発行等住民基本台帳事務のスピードアップを図った。

平成20年5月1日に住民基本台帳法の一部改正があり、交付を受けることのできる人が、本人または同一の世帯に属するものに限られることになり、請求者の本人確認が義務付けられ身分証明書等の提示が必要となるなど、厳しい制限が設けられた。また、平成24年7月9日の住民基本台帳法の一部改正により外国人住民の方にも住民票の交付ができるようになった。

平成27年10月5日に社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入され、請求者の希望によりマイナンバー(個人番号)の記載されたものが交付できるようになった。

ウ 住民基本台帳等の閲覧等に関する取り扱い

平成18年11月1日に住民基本台帳法の一部が改正され、閲覧に関して少なくとも年1回は、閲覧者の氏名等を公表することになった。また、厳しい制限が設けられ、閲覧請求について、次の場合に限定された。

⑦国または地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するため必要な場合。

④次の①～③の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申し出があり、市町村がその申し出を認めた場合。

①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの。

②公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの。

③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村が定めるもの。

エ 住民基本台帳ネットワークシステム

平成11年8月18日の住民基本台帳法の一部改正に基づき、平成14年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を稼働した。

○ 目 的

全国の市区町村の住民基本台帳オンラインシステムを相互に結び、併せて全国共通のコード（住民票コード）により本人確定を容易にすることで、市区町村の区域を越えて住民サービスを行う。

○ 内 容

従来から各市区町村が住民情報を記録し、管理していた住民基本台帳を結んだネットワークを住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）と呼んでいる。住基ネットで保有している情報は、氏名・住所・生年月日・性別の4情報及び住民票コード（無作為の11桁の番号）と、これらの変更情報（変更年月日及び変更理由）だけである。

住基ネットの利用は行政機関に限られ、民間が利用することはできない。

平成14年8月5日から始まった第一次サービスにより、一部を除き、各種の行政手続きに必要な住民票の写しの添付が一部省略されるなど、住民サービスが順次図られている。

平成15年8月25日からは、第二次サービスにより、住民票の写しの広域交付、転入・転出の届出の特例やこれらのサービスが受けられる住民基本台帳カードの発行が始まった。

住民基本台帳カードや運転免許証など官公署が発行した、写真付で有効期間内の証明書の提示により、本人の住所地以外の市区町村でも、本人か同一世帯員に限り、広域交付住民票の写しを請求することができる。

転入届出の特例として、住民基本台帳カードの交付を受けた人（住民基本台帳カードの交付を受けた人と共に転出する世帯員）が市外へ転出するとき、転出地の市区町村へカード継続転出をすると、転出証明書を持たずに転入地の市区町村の窓口で住民基本台帳カードを添えて転入届ができる。また、継続利用の手続きを行えば、転入地でも引き続き住民基本台帳カードの使用が可能である。（外国人住民については、平成25年7月8日から適用されている。）

平成28年1月からマイナンバー（個人番号）カードの交付が開始され、平成27年12月28日をもって住民基本台帳カードの交付は終了した。

オ 通知カード・マイナンバー(個人番号)カードの交付

平成27年10月5日の番号法の施行に伴い、社会保障・税業務の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入された。奈良市に住民登録をしている全ての方にマイナンバー(1人1つの番号・12桁)が付番され、平成27年10月に通知カードによりマイナンバーが通知された。マイナンバーカードの交付を希望される方は、申請により交付を受けることができる。

カ 住民基本台帳カードの交付

平成15年8月25日から住民基本台帳ネットワークシステム第二次サービスが始まり、希望者に住民基本台帳カードが発行された。

住民基本台帳カードの有効期間は、発行の日から10年である。また、外国人住民については、平成25年7月8日から適用されおり特別永住者・永住者は発行の日から10年有効だが、それ以外は在留期限満了の日まで有効である。社会保障・税番号制度の開始に伴い、平成27年12月28日で住民基本台帳カードの交付が終了し、平成28年1月から新たにマイナンバー（個人番号）カードの交付が開始された。

キ 公的個人認証サービス（電子証明書交付）

平成16年1月29日から公的個人認証サービスが始まり、希望者に電子証明書を発行している。

自宅のパソコンからインターネットを通じて行政機関へさまざまな申請手続きなどができるようにするためには、他人による「なりすまし申請」や、送信データの途中改ざんを防ぐ必要がある。そこで、電子証明書を利用して送信データを暗号化して送信することで、全国どこからでも利用者が安心して手続きを行えるようにしたのが公的個人認証サービスである。

このサービスは、奈良市に住民登録している満15歳以上の人で、マイナンバー（個人番号）カードを所有している人が対象となり、電子証明書の発行を希望する場合は、原則として本人が市民課及び各出張所・各行政センターで手続きをする。

申請手続きには、電子証明書新規発行／更新申請書、申請者名義のマイナンバー（個人番号）カードが必要である。

電子証明書発行の際、暗証番号の設定が必要。電子証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までで、新規交付手数料は無料、有効期間満了に伴う更新手数料は1件200円である。（外国人住民については、平成25年7月8日から適用されている。）

（社会保障・税番号制度の開始に伴い、住民基本台帳カードへの電子証明書の格納は平成27年12月22日で終了した。ただし、すでに交付されている住民基本台帳カードに格納されている電子証明については、有効期間（発行の日から3年）満了まで利用可能である。）

ク 臨時開庁・休日開庁

平成19年度から、毎年3月下旬から4月初めにかけて転入・転出等住所異動の多い時期に、「臨時開庁」として住民異動、国保年金、福祉関係、税務関係、就学・転入学事務等の窓口業務を取り扱う各課で、期間中の日曜日の窓口開庁及び平日の窓口受付時間の延長を実施している。

また、平成24年10月からは、平日に仕事等で窓口にお越しいただけない方にご利用いただけるように「休日開庁」を実施している。毎月第2・第4日曜日の午前9時から午後1時まで、市民課及び西部出張所住民課において、転入・転出等に伴う住民異動届・印鑑登録・住民票の写し等各種証明書の発行などの業務を行っている。（休日受付のため、一部取り扱えない業務がある。）

ケ 市民課窓口業務等の民間委託について

平成25年3月から市民課及び奈良市民サービスセンターの窓口業務について、市民サービスの向上と業務の効率化を目的として定型・反復的な業務である住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄抄本等各種証明書の受付・作成・交付について民間事業者に業務委託している。

交付書類の検認および戸籍の各種届出・住民異動届出などの受付業務については従来通り市職員が行っている。

また、平成24年11月の戸籍電算システムの稼働を受けて平成24年12月から、戸籍記載等のデータ入力業務についても民間委託を実施している。

(6) 奈良市民サービスセンター

市民生活に直結する窓口サービスの向上を図ることを目的に平成4年11月14日、ならファミリー内に月曜日から土曜日まで利用可能な「市民サービスコーナー」を開設した。

平成20年4月1日から「奈良市民サービスセンター」と名称変更し、年末、年始を除く日曜・祝日も利用可能とした。

平成30年6月4日から印鑑登録（廃止）などの業務ができるようになった。（一部作業できない日がある。）

所在地 西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー5階

業務時間 年末、年始（12月29日～1月3日）を除く午前9時～午後5時

取扱事務 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、年金現況証明書、戸籍除籍謄抄本及び戸籍の附票の写し等の交付。

納付書による市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納。

印鑑登録（廃止）、奈良市ポイント制度のICカード新規登録・特産品等交換、マイナンバー（個人番号）カードの申請受付。

市税の納付書再発行。

(1) 墓地

ア 奈良市寺山霊苑

所在地	白毫寺町984番地の3
敷地面積	22,133㎡
墓地数	939区画 1区画4㎡ (2m×2m)
納骨堂	鉄筋コンクリート造平屋建 54㎡
納骨可能数	8,000体
管理事務所	1棟 (木造平屋建)

イ 奈良市七条町南山墓地

所在地	七条西町一丁目1164番地
敷地面積	2,393㎡
墓地数	120区画 1区画4㎡ (2m×2m)

(2) 火葬場

○奈良市東山霊苑火葬場

所在地	白毫寺町973番地
延床面積	668㎡
構造	鉄筋コンクリート造平屋建
設備等	葬祭場 (20～30人用) 53㎡ 炉体室 298㎡ 炉体 8基 炉前室、遺体安置室、待合室、事務室等
付属施設	供養塔 (焼骨納蔵祭祀用) 1基 構造 鉄筋コンクリート造 行基葺塔 面積 83㎡ 高さ 11.8m 収蔵量 176m ³

使用状況

(平成29年度)

市 内		市 外			行旅死亡人	計
大人	小人	死胎	大人	小人		
2,516体	0体	32体	120体	1体	4体	13体
						2,686体

3. 新斎苑整備事業

【新斎苑建設推進課】

現在の奈良市火葬場（東山霊苑火葬場）は大正 5 年に開設し、その後数度の改修を経て現在に至っており、市民ニーズや火葬件数の増加などの社会状況の変化や近年の技術革新に伴う環境面への負荷の軽減等を考慮すると、旧タイプの施設の改修だけでは限界がある。

このような状況に対応するため、人生終焉の儀式的場にふさわしい、安らぎのある、また環境や景観に配慮した新斎苑を整備する。

【新斎苑整備の基本方針】

『奈良の都の葬送の場としてふさわしい自然に包まれた新斎苑を創造』

【事業者提案による建築計画の概要】（平成30年度 基本設計及び実施設計予定）

構造規模	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上1階
	延床面積 約 4,563 m ²
火葬炉設備	12 炉（動物炉 1 炉）、燃料：灯油
告別室兼収骨室	6 室
待合室	6 室、待合ホール、授乳室、キッズルーム等
その他	喫茶・売店、多目的室 1 室、霊安室等
駐車場	100 台

【都市計画決定（平成 29 年 5 月）】

名称：奈良市新斎苑
位置：奈良市横井町
面積：約 4.9ha

【スケジュール】



4. 交通政策

【交通政策課】

(1) パーク&ライド

春・秋の観光シーズンには、奈良公園周辺の道路では交通渋滞が発生している。交通渋滞緩和を図る対策の一つとして、土・日・祝日に市役所駐車場を無料開放して、パーク&ライドを実施している。

駐 車 場 名	奈良市役所駐車場
駐車可能台数	180台

(2) 放置自動車対策

「奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定（平成8年7月1日施行）し、公共の場所等における放置自動車による障害を除去することにより、市民の快適な生活と安全を確保し、良好な都市環境を形成するとともに、国際文化観光都市としての美観の維持増進を図っている。

(3) 交通安全

① 市内で発生した交通事故（人身）の年別推移

年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
区 分					
人身事故（件）	1,257	1,544	1,295	1,184	1,209
死 者（人）	3	9	11	12	15
傷 者（人）	1,587	1,958	1,628	1,516	1,478

② 交通信号機

設置数（平成30年4月1日現在）431カ所（一灯式含む）

③ 奈良市交通安全指導員制度

昭和47年6月から奈良市交通安全指導員制度により、交通安全運動を市民ぐるみ、地域ぐるみの実践活動とし、組織的かつ継続して積極的に推進するため、市民に対する交通安全思想の啓発と正しい交通道德の確立を図り、交通事故防止に努めている。（委嘱指導員 145名）

指導員は市が実施する交通安全運動の事業に協力するとともに交通安全推進機関、団体等と常に緊密な連絡を図り、地域社会における交通安全についての活動及び指導等を行う。

④ 違法駐車等防止対策

今日の車社会において交通事故は年々増加の一途をたどり、大きな社会問題となっている。特に違法駐車等は交通事故の誘因となるばかりか救急業務への大きな障害となっている。このような違法駐車等を防止して生活環境を確保することを目的とした「奈良市違法駐車等の防止に関する条例」を平成6年3月25日に制定し、同年4月1日から施行して、啓発活動等による運動の推進を図っている。

⑤ 放置自転車等対策

「奈良市自転車等の安全利用に関する条例」を制定（昭和59年7月1日施行）し、歩行者等に対する迷惑防止と景観保全を図り、国際文化観光都市としての環境整備に努めている。そして平成2年3月に同

条例及び同条例施行規則を一部改正、同年10月1日より施行し、即時移動・保管を可能とした。駅前周辺の放置自転車は減少方向にあるものの、まだかなりの自転車等が放置されている状況にあり、引き続き継続的に移動・保管作業を実施するとともに、警察及び関係機関等の協力を得て、街頭指導・市民啓発活動を行っている。

⑥ 駅前の主要な自転車駐車場

(平成30年4月1日現在)

駅名	駐車可能台数 (台)	設置主体
近鉄奈良駅	2,683	奈良市、奈良交通、自転車駐車場整備センター
〃 新大宮駅	1,403	奈良交通、自転車駐車場整備センター
〃 大和西大寺駅	1,699	奈良交通
〃 菖蒲池駅	400	奈良交通
〃 学園前駅	2,100	奈良交通
〃 富雄駅	803	奈良交通、自転車駐車場整備センター
〃 平城駅	266	奈良交通
〃 高の原駅	2,760	奈良市
〃 西ノ京駅	280	奈良交通
J R 奈良駅	1,845	自転車駐車場整備センター
計	14,239	

5. 住 宅

【住宅課】

(1) 市営住宅一覧表

(平成30年4月1日現在)

住 宅 名	所 在 地	建設年度	戸数	構 造	階 数	間取り	備 考
第2号市営住宅	川上町	平成5年	52	耐火	5	3LDK	
		〃 8年	21	耐火	3	3LDK	
		〃 8年	48	耐火	4	3LDK	
		〃 12年	41	耐火	4	3LDK	
		〃 12年	4	耐火	4	1LDK	
第3号市営住宅	法蓮町	昭和25年	18	木造	1	2K	
		平成12年	32	耐火	3	3LDK	
第4号市営住宅	般若寺町	〃 5年	38	耐火	4	3LDK	
		〃 5年	20	耐火	4	2LDK	
		〃 5年	2	耐火	4	2LDK	
		〃 5年	2	耐火	4	2LDK	
		〃 5年	2	耐火	4	2LDK	
		〃 8年	2	耐火	3	2LDK	
		〃 8年	16	耐火	3	3LDK	
		〃 8年	4	耐火	3	2LDK	
		〃 8年	4	耐火	3	2LDK	
第5号市営住宅	大安寺一丁目	〃 元年	46	耐火	6	3LDK	
		〃 元年	10	耐火	6	2LDK	
		〃 元年	2	耐火	6	2LDK	
		〃 元年	2	耐火	6	2LDK	
第6号市営住宅	法華寺町	昭和28年	14	木造	1	2K	
第7号市営住宅	富雄元町四丁目	〃 28年	8	木造	1	2K	
		〃 29年	5	木造	1	2UK	
		〃 29年	4	木造	1	2K	
第9号市営住宅	東紀寺町三丁目	平成13年	18	耐火	5	3LDK	
		〃 13年	13	耐火	5	2LDK	
		〃 13年	14	耐火	5	2DKSH	
		〃 15年	19	耐火	5	3LDK	
		〃 15年	13	耐火	5	2LDK	
		〃 15年	2	耐火	5	2LDK	
		〃 15年	13	耐火	5	2DKSH	
		〃 15年	2	耐火	5	2LDK	
第10号市営住宅	古市町	昭和44年	12	準耐火	1	2UK	
		〃 48年	15	準耐火	2	3K	
		〃 50年	15	準耐火	2	3DK	
		〃 51年	7	準耐火	2	3DK	
		〃 52年	24	準耐火	2	3DK	
		平成4年	23	耐火	2	3LDK	
		〃 6年	12	耐火	2	3LDK	
		〃 7年	26	耐火	2	3LDK	
		〃 8年	4	耐火	2	3LDK	
		〃 9年	36	耐火	2	3LDK	
		〃 11年	10	耐火	2	3LDK	
		〃 15年	6	耐火	2	3LDK	
		〃 16年	6	耐火	2	3LDK	
		〃 17年	10	耐火	2	3LDK	
		〃 18年	4	耐火	2	3LDK	
〃 20年	2	耐火	2	3LDK			
〃 22年	14	耐火	2	3LDK			

住 宅 名	所 在 地	建設年度	戸数	構 造	階 数	間取り	備 考
第11号市営住宅	杏町・西九条町	昭和51年	10	準耐火	2	3DK	
		〃 55年	10	準耐火	2	3DK	
		平成 3年	10	耐 火	2	3LDK	
		〃 6年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 7年	14	耐 火	2	3LDK	
		〃 8年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 9年	10	耐 火	2	3LDK	
		〃 10年	10	耐 火	2	3LDK	
		〃 15年	2	耐 火	2	3LDK	
		〃 16年	2	耐 火	2	3LDK	
		〃 18年	6	耐 火	2	3LDK	
		〃 20年	2	耐 火	2	3LDK	
第12号市営住宅	横井一丁目	〃 4年	28	耐 火	2	3LDK	
		〃 6年	14	耐 火	2	3LDK	
		〃 7年	6	耐 火	2	3LDK	
		〃 11年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 13年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 17年	2	耐 火	2	3LDK	
	横井二丁目	〃 7年	4	耐 火	2	3LDK	
		〃 8年	2	耐 火	2	3LDK	
		〃 11年	4	耐 火	2	3LDK	
	横井五丁目	昭和49年	30	準耐火	2	3DK	
平成 9年		4	耐 火	2	3LDK		
〃 11年		4	耐 火	2	3LDK		
第13号市営住宅	八条一丁目	昭和52年	6	準耐火	2	3DK	
		〃 55年	10	準耐火	2	3DK	
		平成 9年	8	耐 火	2	3LDK	
		〃 10年	6	耐 火	2	3LDK	
第14号市営住宅	南紀寺町三丁目	〃 5年	35	耐 火	3	3LDK	
第18号市営住宅	六条西一丁目	〃 46年	60	耐 火	5	2UK	
		〃 47年	60	耐 火	5	2UK	
		〃 48年	46	耐 火	5	2UK	
第19号市営住宅	紀寺町	〃 52年	10	準耐火	2	3DK	
		平成 9年	16	耐 火	4	3LDK	
第20号市営住宅	松陽台一丁目	昭和53年	120	耐 火	5	3DK	
		〃 62年	6	耐 火	5	2DK	
		〃 62年	36	耐 火	5	3DK	
		〃 62年	8	耐 火	5	2DK	
第21号市営住宅	油阪町	〃 60年	60	耐 火	6	3DK	
第22号市営住宅	藺生町	〃 41年	20	準耐火	1	2UK	
		〃 42年	16	準耐火	1	2UK	
第23号市営住宅	針町	〃 43年	20	準耐火	1	2UK	
		〃 44年	20	準耐火	1	2UK	
公 営 住 宅 合 計			1,494				

住 宅 名	所 在 地	建設年度	戸数	構 造	階 数	間取り	備 考
西之阪地区改良住宅	油阪町	昭和46年	84	耐 火	7	3DK	
	西之阪町	〃 46年	80	耐 火	9	3DK	
		〃 50年	18	耐 火	3	3DK	
		〃 51年	18	耐 火	3	3DK	
西之阪地区改良住宅 店 舗 作 業 場	西之阪町	〃 47年	12	耐 火	9	店舗・ 作業所	
		〃 53年	7	準耐火	1	店舗・ 作業所	
		平成元年	1	準耐火	1	店舗・ 作業所	
		〃 13年	2	準耐火	1	店舗・ 作業所	
西之阪地区改良住宅 店 舗	西之阪町	昭和62年	1	準耐火	1	店舗	
		平成元年	1	準耐火	1	店舗	
		〃 3年	1	準耐火	1	店舗	
横井地区改良住宅	横井一丁目	昭和52年	32	準耐火	2	4DK	
		〃 53年	34	準耐火	2	4DK	
	横井二丁目	〃 50年	22	準耐火	2	4DK	
		〃 51年	10	準耐火	2	4DK	
		〃 57年	16	準耐火	2	4DK	
		平成元年	17	準耐火	2	4DK	
		〃 2年	4	準耐火	2	4DK	
	〃 3年	2	準耐火	2	4DK		
横井五丁目	〃 2年	4	準耐火	2	4DK		
横井地区店舗付 改 良 住 宅	横井一丁目	昭和56年	4	準耐火	2	4DK +店舗	
	横井二丁目	〃 61年	2	準耐火	2	4DK +店舗	
		〃 62年	3	準耐火	2	4DK +店舗	
		平成 2年	1	準耐火	2	4DK +店舗	
横井地区改良住宅 店 舗 作 業 所	横井二丁目	昭和62年	1	準耐火	1	店舗	
地区改良住宅合計			377				

住 宅 名	所 在 地	建設年度	戸数	構 造	階 数	間取り	備 考
横井地区小集落 改 良 住 宅	横井一丁目	昭和57年	20	準耐火	2	4DK	
		〃 58年	6	準耐火	2	4DK	
		〃 61年	8	準耐火	2	4DK	
		平成 2年	4	準耐火	2	4DK	
	横井二丁目	昭和59年	12	準耐火	2	4DK	
		〃 62年	4	準耐火	2	4DK	
		〃 63年	8	準耐火	2	4DK	
		平成 2年	6	準耐火	2	4DK	
	横井五丁目	昭和62年	12	準耐火	2	4DK	
	古市地区小集落 改 良 住 宅	古市町	〃 62年	6	準耐火	2	4DK
〃 63年			14	準耐火	2	4DK	
平成元年			10	準耐火	2	4DK	
〃 2年			4	準耐火	2	4DK	
〃 3年			2	準耐火	2	4DK	
〃 4年			8	準耐火	2	4DK	
〃 5年			28	準耐火	2	4DK	
〃 6年			28	準耐火	2	4DK	
〃 7年			14	準耐火	2	4DK	
〃 8年			12	準耐火	2	4DK	
〃 9年			4	準耐火	2	4DK	
〃 11年			10	準耐火	2	4DK	
〃 12年			2	準耐火	2	4DK	
〃 13年	4	準耐火	2	4DK			
小集落改良住宅合計			226				
畑中地区小規模改良住宅	船橋町	平成12年	30	耐 火	4	3LDK	
小規模改良住宅合計			30				
第1号 コミュニティ住宅	三条本町	平成元年	40	耐 火	14	2DK	
		〃 元年	64	耐 火	14	3DK	
		〃 元年	76	耐 火	14	3DK ﾌﾞﾚｯﾄ	
第2号 コミュニティ住宅	紀寺町	〃 3年	6	耐 火	4	3LDK	
		〃 3年	4	耐 火	4	3DK	
		〃 3年	4	耐 火	4	2K	
		〃 5年	6	耐 火	4	3LDK	
		〃 5年	4	耐 火	4	3DK	
		〃 5年	4	耐 火	4	2K	
		〃 7年	8	耐 火	4	3LDK	
〃 7年	4	耐 火	4	3DK			
コミュニティ住宅合計			220				
総 計			2,347				

(2) 共同施設一覧表

(平成30年4月1日現在)

名 称	位 置
第2号市営住宅集会所	川上町
第2号市営住宅（第2～第9）児童遊園	
第3号市営住宅集会所	法蓮町
第3号市営住宅（第1・第2）児童遊園	
第4号市営住宅集会所	般若寺町
第4号市営住宅児童遊園	
第5号市営住宅集会所	大安寺一丁目
第5号市営住宅児童遊園	
第7号市営住宅集会所	富雄元町四丁目
第7号市営住宅児童遊園	
第9号市営住宅集会所	東紀寺町三丁目
第9号市営住宅シルバーハウジング生活相談所	
第10号市営住宅（第1～第11）児童遊園	古市町
第11号市営住宅（第1・第2）児童遊園	杏町
第12号市営住宅集会所	横井一丁目
第12号市営住宅（第1～第4）児童遊園	横井一丁目・二丁目及び五丁目
第13号市営住宅児童遊園	八条一丁目
第14号市営住宅集会所	南紀寺町三丁目
第18号市営住宅集会所	六条西一丁目
第18号市営住宅（第1・第2）児童遊園	
第19号市営住宅児童遊園	紀寺町
第20号市営住宅集会所	松陽台一丁目
第20号市営住宅（第1～第4）児童遊園	
第21号市営住宅児童遊園	油阪町
西之阪地区改良住宅集会所	西之阪町
横井地区改良住宅集会所	横井二丁目
古市地区改良住宅集会所	古市町
畑中地区改良住宅集会所	船橋町
第1号コミュニティ住宅子どもの遊び場	三条本町
第1号コミュニティ住宅集会所	
第1号コミュニティ住宅管理事務所	
第2号コミュニティ住宅集会所	紀寺町

(3) 駐車場一覧表

(平成30年4月1日現在)

名 称	位 置
第2号市営住宅駐車場	川上町
第3号市営住宅駐車場	法蓮町
第4号市営住宅駐車場	般若寺町
第5号市営住宅駐車場	大安寺一丁目
第9号市営住宅駐車場	東紀寺町三丁目
第14号市営住宅駐車場	南紀寺町三丁目
第18号市営住宅駐車場	六条西一丁目
第20号市営住宅駐車場	松陽台一丁目
第21号市営住宅駐車場	油阪町
西之阪地区改良住宅駐車場	西之阪町
畑中地区改良住宅駐車場	船橋町
第1号コミュニティ住宅駐車場	三条本町
第2号コミュニティ住宅駐車場	紀寺町

(4) 種別、構造別建設管理戸数

(平成30年4月1日現在)

種 別	木造	簡 易 耐 火		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	計
		平 屋	二 階		
公 営 住 宅	49	88	137	1,220	1,494
改 良 住 宅		14	151	212	377
小 集 落 改 良 住 宅			226		226
小 規 模 改 良 住 宅				30	30
ｺﾓﾆｳﾆﾃｻﾞｲ住 宅				220	220
計	49	100	512	1,682	2,347

(5) 各種住宅の根拠法令

種 別	根 拠 法 令	入 居 対 象 者
公 営 住 宅	公 営 住 宅 法	政令で定める基準月収が158,000円以下(高齢者、障がい者等は214,000円以下)で住宅に困窮している者
改 良 住 宅	住 宅 地 区 改 良 法	住宅地区改良事業の施行に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮する者
小 集 落 改 良 住 宅	小 集 落 地 区 改 良 事 業 制 度 要 綱	小集落地区改良事業の施行に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮する者
小 規 模 改 良 住 宅	小 規 模 住 宅 地 区 等 改 良 事 業 制 度 要 綱	小規模地区改良事業の施行に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮する者
ｺﾓﾆｳﾆﾃｻﾞｲ住 宅	密 集 市 街 地 整 備 促 進 事 業 制 度 要 綱	密集市街地整備促進事業の施行に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮する者

(6) 市内県営・UR住宅

(平成30年4月1日現在)

区分	管理戸数	名称及び戸数															
県営	2,582	紀寺 139	法華寺 7	六条 120	西大寺 16	佐紀 80	西ノ京 110	高円 230	売間 648	北和 452	姫寺 250	平城 350	六条山 180				
UR	10,456	奈良・紀寺 252	桂木 570	奈良・学園前 226	中登美第3 2,520	富雄 1,673	奈良青山 300	奈良青山一丁目 206	平城第1 503	平城第2 1,530	平城右京 366	平城左京 490	高の原駅前 338	奈良学園前・鶴舞 801	鶴舞 400	西大寺駅前 205	西大寺駅前第2 76

(7) 奈良市住生活基本計画策定

今後の新たな住まい・まちづくり政策の展開に向け、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、奈良らしい住みよいまちづくりを推進していくことを目的に、平成26年3月に策定した。計画の推進にあたっては、市民や地域団体、民間事業者及び行政が各々の役割をもちながら協働して住まい・まちづくりに関する取り組みを実施していく。

(8) 奈良市営住宅ストック総合活用計画策定

市営住宅の有効活用という視点から、奈良市営住宅のストックについて、建替え、改善、維持管理及び用途廃止を図るものなど、住棟毎に活用手法を判別し、効率的、効果的な活用を図るため平成26年3月に策定した。本計画では、本市の財政事情を踏まえて市営住宅の担うべき役割を再整理し、今後10年間で取り組むべき事項を示している。

(9) 奈良市空家等対策計画策定

平成27年5月に完全施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、奈良市においても空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成28年3月「奈良市空家等対策計画」を策定した。

この計画に基づき、安全でだれもが住みたいと思う魅力あるまちづくりをめざして行政・地域・事業者等がそれぞれの立場で連携、協働して空き家等対策に取り組む。

また、奈良市東部地域の空き家と奈良町の町家の利活用を促進するため、「空き家・町家バンク」を設置し、空き家・町家の所有者による物件の登録を促すとともに、利用希望者への情報提供を行うなど、総合的にサポートする。

6. 出張所、行政センター

(1) 出張所 【西部出張所、東部出張所、北部出張所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西 部 出 張 所	学園南三丁目1番5号	44-1005
東 部 〃	大柳生町4735番地	93-0001
北 部 〃	右京一丁目1番地の4	71-1017

(2) 魅力ある東部地域づくり 【東部出張所】

人口減少と高齢化が進む地域課題の解消に向け、地域の主産業である農業に寄与するグリーンツーリズム等、主体的・継続的に行う地域づくりに取り組む者を積極的・多角的に支援するとともに、体験型観光を推進し、地域と連携しながら誘客につなげるための下地づくりを行い、その成果を地域活性化につなげる。

(3) 行政センター 【月ヶ瀬行政センター、都祁行政センター】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
月ヶ瀬行政センター	月ヶ瀬尾山2845番地	0743-92-0131
都 祁 〃	都祁白石町1026番地の1	0743-82-0201

○都祁地域地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業を昭和55年度から実施し、平成35年度調査完了予定である。

都祁地域調査対象面積 43.89km²

都祁地域実施面積（平成29年度末現在） 27.03km²

